

一宮市交通安全条例（逐条解説）

（目的）

第1条 この条例は、交通安全について、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、交通安全の確保に関する施策の基本となる事項を定めることにより、交通安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

【解説】

一宮市では、昭和36年9月に「交通安全都市」を宣言し、その後、昭和46年度から第9次にわたり、一宮市交通安全計画を策定して、市が講すべき交通安全に関する施策の大綱を定めて、警察等関係機関と連携を図りながら、交通安全対策に取り組んできました。

一宮市の交通事故の発生状況は、人身事故件数、交通事故死者数、負傷者数とともに依然として高い水準にありますが、事故の発生原因として、事故当事者の法令違反やマナー違反など、交通安全に係る意識の欠如に起因するものが多く見受けられる状況となっています。

交通事故のない市民が安全に安心して暮らすことができる地域社会を実現するためには、市の取組のみではなく、市民及び事業者においても、交通安全を自分自身の問題として捉え、一人ひとりが交通事故に遭わないよう、また交通事故を起こさないように考え、行動することが何よりも大切です。

そのため、一宮市では、市、市民及び事業者の交通安全における責務を明らかにし、交通安全を確保するために、それぞれの立場で行うべき事項を定めた「交通安全条例」を制定するものです。

（基本理念）

第2条 交通安全は、人命尊重の理念に基づき、自動車、自転車等と比較して弱い立場にある歩行者並びに交通事故に遭いやすい高齢者、障害者、児童及び幼児（以下「高齢者等」という。）への一層の安全を図ることにより確保されなければならない。

2 交通安全は、市、市民及び事業者の自主的かつ積極的な取組の推進により確保されなければならない。

3 交通安全は、市、市民及び事業者が相互に連携し、かつ、協力して取り組むことにより確保されなければならない。

【解説】

1 交通安全を確保する上で、最も尊重されなければならないものは、言うまでもなく人命です。

歩行者は、交通社会の中で、自動車や自転車等と比較して弱い立場にありますし、高齢者や障害者、児童や幼児は、身体機能の低下や未発達等により、交通事故に遭いやす

く、また、事故の結果も重大となりやすいことから、より一層の安全が確保される必要があります。

交通安全を確保するためには、人命尊重という崇高な理念のもと、歩行者や高齢者等の一層の安全を確保するため、取組を推進していくことが重要です。

2 交通安全は、市、市民又は事業者（車両を自らの事業において使用する者をいう。）のいずれかの取組のみで確保できるものではありません。

交通安全を確保するためには、市、市民及び事業者のそれぞれが主体となり、それぞれの立場で自主的かつ積極的に取組を推進していく必要があります。

3 交通安全を確保するためには、市、市民及び事業者が、それぞれ思い思いに個別の取組を推進するのではなく、安全に安心して暮らせる地域社会を実現するために、相互に連携し、協力して取組を推進することが重要です。

（市の責務）

第3条 市は、基本理念にのっとり、市民及び事業者（以下「市民等」という。）の交通安全に係る意識（以下「交通安全意識」という。）の高揚を図るとともに、交通安全を確保するため、啓発活動その他の総合的な交通安全に係る施策（以下「交通安全施策」という。）を実施する責務を有する。

2 市は、交通安全施策の実施に当たっては、国、県、警察その他関係機関（以下「国等」という。）と緊密な連携を図るものとする。

【解説】

1 安全に安心して暮らせる地域社会を実現するためには、市、市民及び事業者がそれに高い交通安全意識を共有する必要があります。

そのため、市は、交通安全を確保するために、市民等に対する交通安全に係る教育の推進を図るなど、市民等の交通安全意識の高揚を図る責務を有します。

また、市は、交通安全を確保するため、啓発活動を実施したり、必要な情報の提供や良好な道路の交通にかかる環境の確保を行ったりする等の総合的な交通安全施策を実施する責務を有します。

2 市は、交通安全を確保するため、交通安全施策の実施に当たっては、より効果的に施策を推進するべく、国や県、警察、交通安全協会等の関係機関と緊密に連携する責務を有します。

（市民の責務）

第4条 市民は、基本理念にのっとり、交通社会の一員としての責務を自覚し、日常生活を通じて自主的かつ積極的に交通安全意識の向上に努めなければならない。

2 市民は、市及び国等が実施する交通安全施策に協力するよう努めなければならない。

【解説】

1 道路を通行するということは、望む、望まないにかかわらず、交通社会の一員になるということです。

交通社会において、それぞれが好き勝手に振る舞っていれば、たちまちのうちに交通事故が発生してしまいます。

市民は、交通安全を確保するため、一人ひとりが交通社会の一員として責任を負っていることを自覚し、交通関係法規を遵守するのはもちろんのこと、自らが交通事故に遭わない、また交通事故を起こさないよう、日頃から、自主的かつ積極的に交通安全意識の向上に努めなければなりません。

2 市民は、交通安全を確保するため、市や国等が実施する交通安全施策が、より効果的に推進されるよう、協力に努めなければなりません。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、従業員に対する交通安全に係る教育（以下「交通安全教育」という。）の実施その他交通安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、市及び国等が実施する交通安全施策に協力するよう努めなければならない。

【解説】

1 事業者は、自らの事業において車両を使用する以上、交通社会の一員であり、交通安全を確保するため、車両を使用する従業員に対して、交通安全教育を実施し、交通事故の防止を図る必要があります。

また、車両を運転する従業員の健康状態の確認や適切な車両運行スケジュールの作成、車両の点検、整備など、交通安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

2 事業者は、交通安全を確保するため、市や国等が実施する交通安全施策が、より効果的に推進されるよう、協力に努めなければなりません。

(良好な道路交通環境の確保)

第6条 市は、交通安全を確保するため、市の管理する交通安全を確保するための施設の整備を図り、良好な道路の交通に係る環境（以下「道路交通環境」という。）の確保に努めるものとする。

2 市は、良好な道路交通環境を確保するために必要があると認めるときは、国等に対し、必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

【解説】

1 交通安全を確保するためには、歩行者や車両が安全に安心して道路を通行することが

できるよう、物理的にも道路交通環境の整備を図り、ハード面の整備も進めていくことが重要です。

市の管理する道路については、市は道路管理者として、道路が安全に通行の用に供されるよう、適切に維持管理を行うとともに、防護柵、道路照明灯、道路標識等の設置、補修など、交通安全を確保するための施設の整備を図り、良好な道路交通環境の確保に努めます。

2 市の管理する道路以外の道路については、必要に応じて、市は、道路管理者に対し、施設の設置、補修等の必要な措置を講ずるよう要請します。

また、市の管理する道路か否かに関わらず、愛知県公安委員会が設置主体となる規制標識や指示標識等については、必要に応じて、一宮警察署に、設置、補修等の必要な措置について要請をします。

(交通安全教育の推進)

第7条 市は、市民等の交通安全意識の高揚を図るため、地域、事業所、学校等における交通安全教育の推進に努めるものとする。

【解説】

交通安全を確保するためには、市民等一人ひとりが高い交通安全意識を有し、交通安全を自らの問題として捉えて、行動をすることが必要です。

市は、地域、事業所、学校等において、市民等に対し、交通安全教室、交通安全講話等の交通安全教育を積極的に行い、市民等の交通安全意識の高揚を図ります。

交通安全教育は、対象の年齢や職業、また時々の時勢を反映した内容に配意し、広く市民等が交通安全に关心を持てるよう、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に活用します。

また、交通安全教育を受けた市民等が、それぞれの地域、事業所、学校等において更なる交通安全教育を行い、交通安全意識が連鎖的に高まっていくよう交通安全教育の推進に努めます。

(広報啓発活動の実施及び情報の提供)

第8条 市は、市民等の交通安全意識の高揚を図るため、市民等に対し、交通安全に関する広報啓発活動を積極的に実施するとともに、必要な情報の提供を行うものとする。

【解説】

交通安全を確保するためには、交通安全教育を受けている市民等のみでなく、日頃交通安全教育を受ける機会のない市民等についても、広く交通安全について働きかけ、交通安全意識の高揚を図っていくことが大切です。

市は、市民等に対し、広報啓発活動を積極的に実施するとともに、市民等の交通安全

意識の高揚や交通事故の防止に必要な情報を提供します。

広報啓発活動や情報の提供は、マスコットキャラクターの参加、交通安全寸劇の実施、反射材等の啓発品の配布など、市民等が広く交通安全に関心を持てるような内容で行うことに努め、実施方法も、街頭での活動のみでなく、テレビやラジオ等のメディアを活用するなど、広く市民等に広報啓発活動や情報提供の効果が行き渡るように努めます。

(飲酒運転の根絶)

- 第9条 市は、国等と連携して飲酒運転の根絶に関する普及啓発活動を行い、飲酒運転の根絶に向けた規範意識が全ての市民等に確立されるよう努めなければならない。
- 2 市民等は、飲酒運転が重大な交通事故を引き起こす原因となることを認識し、家庭、地域、事業所等において飲酒運転を助長するおそれのある環境の除去を行うなど、飲酒運転を根絶するための取組を行うよう努めなければならない。
- 3 酒類を提供する飲食店及び酒類の販売店を営む者は、飲酒運転の根絶を呼びかけるポスター等を客の見やすい場所に掲示するなど、飲酒運転を根絶するための措置を講ずるよう努めなければならない。

【解説】

- 1 飲酒運転は、重大な交通事故の原因となる決して許されない犯罪行為です。
しかしながら、一宮市内では、飲酒運転は一向になくならず、飲酒運転による重大な交通事故も後を絶たないという現状があります。
飲酒運転を交通社会から根絶するためには、「飲酒運転を絶対にしない、させない、許さない」という飲酒運転の根絶に向けた規範意識が全ての市民等に確立される必要があります。
市は、国等と連携して飲酒運転の根絶に関する交通安全教育や広報啓発活動、情報提供を市民等に対して行い、全ての市民等に飲酒運転の根絶に向けた規範意識が確立されるよう努めなければなりません。
- 2 飲酒運転を根絶するためには、市民等の全てが、飲酒運転を単なる個人の問題とすることなく、家庭、地域、事業所等のあらゆる場所でその根絶に向けた取組を行うよう努めなければなりません。
飲酒をした者に車両を提供する、車両を運転する者に飲酒を勧める、飲酒をした者に車両の運転を依頼する等の行為を行わないことはもちろんのこと、車両を運転しなければ行けない時間や場所では飲酒会合を行わない、車両を運転する予定のある者を飲酒会合に誘わないなど、飲酒運転を助長するおそれのある環境は、市民等一人ひとりが意識的に除去していくかなければ飲酒運転はなくなりません。
- 飲酒運転を見過ごしたり、飲酒運転を許容したりする風潮を決して許すことなく、飲酒運転は絶対に許さないという社会気運を全ての市民等で作っていく必要があります。
- 3 酒類を提供する飲食店や酒類の販売店は、酒類を提供、販売する側の責任として、飲酒運転の根絶を呼びかけるポスター等を客の見やすい場所に掲示する、客に車両運転の有無やハンドルキーの確認を行う（酒類の販売店を除く。）、タクシーや代行運

転業者の連絡先等を客に教示する(酒類の販売店を除く。)など、飲酒運転を根絶するための措置を講ずるよう努めなければなりません。

(高齢者等の交通事故防止の推進)

第10条 市は、高齢者等の交通事故を防止するため、必要な施策を推進するものとする。

2 市民等は、高齢者等に対する思いやりの心を持ち、高齢者等が安全に道路を通行できるように配慮しなければならない。

【解説】

1 交通安全を確保するためには、人命尊重の観点から、交通事故に遭いやすい高齢者等の交通事故の防止を図ることが大切です。

市は、市民等に対して、高齢者等の特性や高齢者等の交通事故を防止するために必要な事項について、交通安全教育や広報啓発活動、情報提供を行い、高齢者等保護に関する気運を高めるとともに、高齢者等に対しては、高齢者等自身が、反射材を活用する、安全な道路の通行方法を身につける等して交通事故に遭わないよう働きかけを行います。

また、高齢者等が安全に道路を通行できるよう、良好な道路交通環境の確保に努める、高齢者の自動車運転に伴う交通事故の発生を鑑み、高齢者の運転免許証の自主返納を支援するなど、高齢者等の交通事故を防止するための施策を推進します。

2 交通安全を確保するためには、交通事故に遭いやすい高齢者等に対して思いやりの心を持つことが大切です。

高齢者等を見かけたら、細心の注意を払い、動きから目を離さない、高齢者等の近くでは一時停止や徐行をして通行を妨げないようにする、高齢者等を優先した通行を心がけるなど、高齢者等が交通事故に遭うことなく、安全に道路を通行できるように配慮しなければなりません。

(自転車の安全利用の推進)

第11条 市は、市民等の自転車の安全な利用の推進を図るため、必要な施策を推進するものとする。

2 市民等は、自転車を利用するときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の法令を遵守し、歩行者に危害を及ぼさないようにするなど、安全な利用に努めなければならない。

【解説】

1 一宮市内では、自転車の絡む交通事故が多く発生しており、事故の一因として、自転車利用者の法令やマナーに違反する自転車利用が多いことが挙げられます。

法令やマナーに違反する自転車利用には、自転車利用者の交通ルールに関する理解が不十分であることも背景にあることから、市は、市民等に対し、自転車の安全利用について、交通安全教育や広報啓発活動、情報提供を行い、自転車利用者の規範意識やマナ

ーの向上に努めます。

また、道路において、自転車が自動車や歩行者と共存を図り、それが安全に通行することができるよう、良好な道路交通環境の確保に努めるとともに、市内の駐輪場の整備や放置禁止区域における放置自転車の整理、撤去等の放置対策を進めるなど、自転車の安全な利用の推進を図るための施策を推進します。

- 2 自転車は、被害者となる場合も加害者となる場合もある乗り物であり、利用方法によっては、重大な交通事故を発生させてしまいます。

市民等は、日頃から自転車利用に関する交通ルールへの理解を深め、自転車を利用するときは、法令を遵守することはもちろんのこと、自転車より弱い立場にある歩行者に危害を及ぼさないよう思いやり運転に努めるなど、事故に遭わない、また事故を起こさないよう十分に注意をして自転車の安全な利用に努めなければなりません。

(暴走行為防止運動の推進)

第12条 市は、暴走行為による交通の支障及び交通事故の発生を防止するため、国等と連携し、暴走行為の防止運動の推進に努めるものとする。

【解説】

暴走行為は、市民の平穏な生活を乱す迷惑行為であるだけでなく、重大な交通の支障や交通事故を引き起こすおそれのある許されない行為です。

市は、国等と連携し、市民等に対し、暴走行為をしないよう、また暴走行為をさせないよう、交通安全教育や広報啓発活動、情報提供を通じて働きかけるとともに、オートバイ等の修理や検査を行う業者に対し、不正改造に携わらないよう働きかけるなど、暴走行為をなくすため、防止運動の推進に努めます。

(交通死亡事故等発生時の措置)

第13条 市は、交通死亡事故が発生した場合又は特定の地域において交通事故が多発した場合において、必要があると認めるときは、国等と協議し、交通事故の再発を防止するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市長は、市内において交通死亡事故が多発した場合において、一宮警察署長と協議の上、市民等に対し注意を喚起する必要があると認めるときは、交通死亡事故多発警報を発するとともに、国等と連携し、交通事故を防止するための総合的かつ集中的な対策を講ずるものとする。

【解説】

- 1 交通死亡事故の発生や特定の地域における交通事故の多発は、市民生活に大きな影響を与え、その傾向が続くことは、市民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を図る上で大きなマイナスとなります。

市は、市内において、交通死亡事故が発生した場合や特定の地域において交通事故が

多発した場合において、事故の状況等から以後も発生が続くと判断される場合など、先制的に事故の抑止を図る必要があると認める場合は、国等と協議の上、市民等に対する広報啓発活動や情報提供など、交通事故の抑止を図るために必要な措置を講じます。

2 市長は、市内において10日以内に交通死亡事故が2件以上発生するなど、交通死亡事故が多発した場合、一宮警察署長と協議の上、市民等に対し注意を喚起する必要があると認めるときは、一宮市交通死亡事故多発警報発令に関する要綱（平成23年3月1日施行）に基づき、交通死亡事故多発警報を発令します。

交通死亡事故多発警報を発令した際は、国等と連携して、市民等に対する広報啓発活動や情報提供等の総合的かつ集中的な対策を講じ、早期に交通死亡事故の抑止を図ります。

（財政上の措置）

第14条 市は、交通安全施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

交通安全を確保するためには、継続的に、また、時々の時勢に対応する形で早急に交通安全施策を実施する必要があります。

交通安全施策を実施するにあたり、必要な財政上の措置が講じられていなければ、効果的に交通安全施策を実施することができないため、市は、交通安全教育や広報啓発活動、情報提供に要する人員や物品に関する費用、良好な道路交通環境の確保を図る上で必要となる費用を確保するなど、必要な財政上の措置を講ずるよう努める必要があります。

（団体への支援）

第15条 市は、地域における交通事故の防止活動その他交通安全の確保に関する活動（以下「交通安全活動」という。）の促進を図るため、交通安全活動を行う団体に対し、必要な支援を行うことができる。

【解説】

交通安全を確保するためには、地域において、交通安全活動が活発に、また継続的に行われていくことが重要です。

市は、地域における交通安全活動の促進を図るため、地域の交通安全会や市民等で構成するボランティア団体等の交通安全活動を行う団体に対して、活動のために必要な費用や資機材の支援を行う、情報を提供する、活動場所を提供するなど、必要な支援を行うことができます。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

本条例の施行に關し必要な事項(細目的・手続的な事項等)については、別に市長が定めます。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

【解説】

本条例の施行日を平成27年4月1日と定めるものです。